

第 1 期 陸別町地域福祉計画

《計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度》

令和 4 年 3 月



目次

第1章 計画策定に関する基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 地域福祉とは	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の進捗管理	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状	7
1. 陸別町の現状	9
2. 陸別町における地域福祉の課題	15
第3章 計画の基本的な考え方	21
1. 基本理念	23
2. 基本目標	24
3. 計画の体系	25
第4章 施策の展開	27
基本目標1 つながり・支えあう地域づくり	29
施策1 地域福祉の意識醸成	29
施策2 支えあいの基盤づくり	30
施策3 地域活動の活性化	31
基本目標2 適切なサービスが受けられる仕組みづくり	32
施策1 地域福祉推進体制の充実	32
施策2 福祉サービスの利用促進	32
施策3 困りごとを抱えた方への支援	33
基本目標3 安心安全に暮らせる地域づくり	34
施策1 災害時対策の強化	34
施策2 防犯体制	35
施策3 安心できる生活環境づくり	35

資料編	37
陸別町地域福祉計画策定委員会設置要綱	38
陸別町地域福祉計画策定委員会委員（任期R3.10.14～計画策定まで）	39
計画策定の経緯	39
用語解説	40

第1章

計画策定に関する基本的事項

1. 計画策定の趣旨

近年、全国的に加速している少子高齢化、核家族化や単身世帯・高齢者世帯の急速な増加に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地域活動の制限や先行きが不透明な社会情勢等の様々な課題があげられます。地域社会でも、生活様式や価値観の多様化により、地域とのつながりを持つことが困難である住民が増え、家族や地域による結びつきの希薄化が進むなど、社会変化が現れています。

その結果、高齢者・障がいのある方・子ども等に対する虐待、ニートやひきこもり・閉じこもり、8050問題、生活困窮問題や子どもの貧困問題など、ひとつの世帯において複数の課題を抱えている家庭も少なくありません。また、生活不安やストレスの増大による自殺、家族の介護や世話をするヤングケアラーや子育てと介護を同時にするダブルケアラーなどの若い世代が介護を担う事例も増えています。

これまでも高齢者、障がいのある方、子ども、生活困窮、医療等の分野ごとに様々な支援体制が整えられてきていますが、これら単一の支援だけでは対応することが難しいケースが増えてきていることから、多様な生活課題、制度と制度の狭間にある問題に対応していくことが求められています。

国では、平成29年に社会福祉法が改正され（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」と「受け手」という垣根を越えて、地域住民や地域全体が「他人事」としてではなく「我が事」として地域の問題を「丸ごと」受け止め、一人ひとりが社会的役割を持ち、世代や分野を超えて支えあいながらつながることで、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを始めており、陸別町でも実現に向けた対応が求められています。

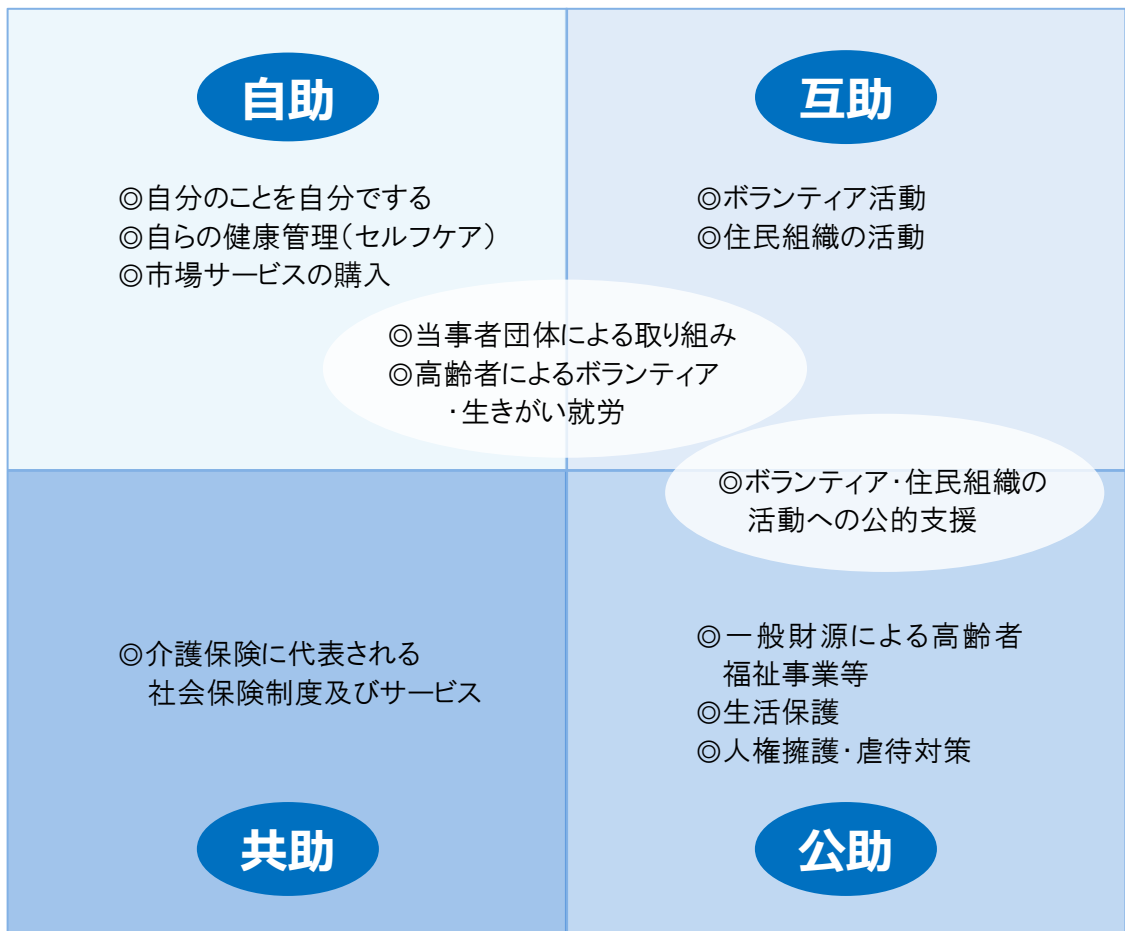
これからの福祉のあり方としては、行政だけが推進していくのではなく、多種多様な地域生活課題に対し、地域住民が主体となって参加するとともに、親族や友人、専門職、事業者、福祉活動を担う人、民生委員・児童委員、NPO、ボランティアなど、様々な関係者が地域における新たなネットワークを形成して、互いに連携・協力することが必要です。

2. 地域福祉とは

地域には、高齢者、障がいのある方、子育てや介護を行っている家庭など、様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。これからの地域社会においては、子どもから高齢者まで、地域に暮らす住民一人ひとりがそれぞれの生活様式や価値観を大切にしながら、「住み慣れた地域のなかで、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまちをつかっていくこと」が求められます。

そのためには、公的な福祉サービスの提供だけではなく、地域住民一人ひとりが地域における役割を担い、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、ともに助けあい・支えあうことが大切です。

具体的には、住民一人ひとりの努力による「自助（自分で出来る事は、自分や家族で行う）」、地域住民がお互いに助けあう「互助」、制度化された相互扶助である「共助」、行政が社会福祉協議会などと協力して取り組む「公助（公的な支援）」を、重層的に組み合わせ、住民と行政のそれぞれがもつ特徴を活かしながら「協働」していくことが重要となります。



3. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、第6期陸別町総合計画を上位計画とし、地域福祉に関する分野を具体化する計画のひとつであり、福祉関連の上位計画として位置づけます。



4. 計画の期間

地域福祉計画の計画期間は、令和4年度を初年度として令和8年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても実施状況や制度改正、社会経済情勢の変化など町民を取り巻く状況が大きく変化した場合に対応するため、適宜計画の点検や見直しを行うこととします。

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)
策定					策定		
第1期 陸別町地域福祉計画						第2期	

5. 計画の進捗管理

(1) 計画の進捗管理

計画の検証については、毎年度、町の福祉担当により、施策の進捗状況を確認します。また、社会福祉協議会などの関連事業の進捗状況を把握するなど、常に町民のニーズや活動実態の把握に努めます。

さらに、地域福祉をめぐる社会環境や制度などが絶えず変動している現状を踏まえ、施策や事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策や事業の実施に活かしていきます。

(2) 計画の推進

地域福祉計画を推進していくためには、施策の進捗状況を把握するとともに、福祉関連の個別計画に施策を反映させていく必要があります。また、次期計画策定時に、町民向けアンケート調査で各施策を町民に評価してもらうことにより、町と町民の視点の違いなどを明らかにし、さらなる計画の推進につなげていきます。

第2章

地域福祉を取り巻く現状

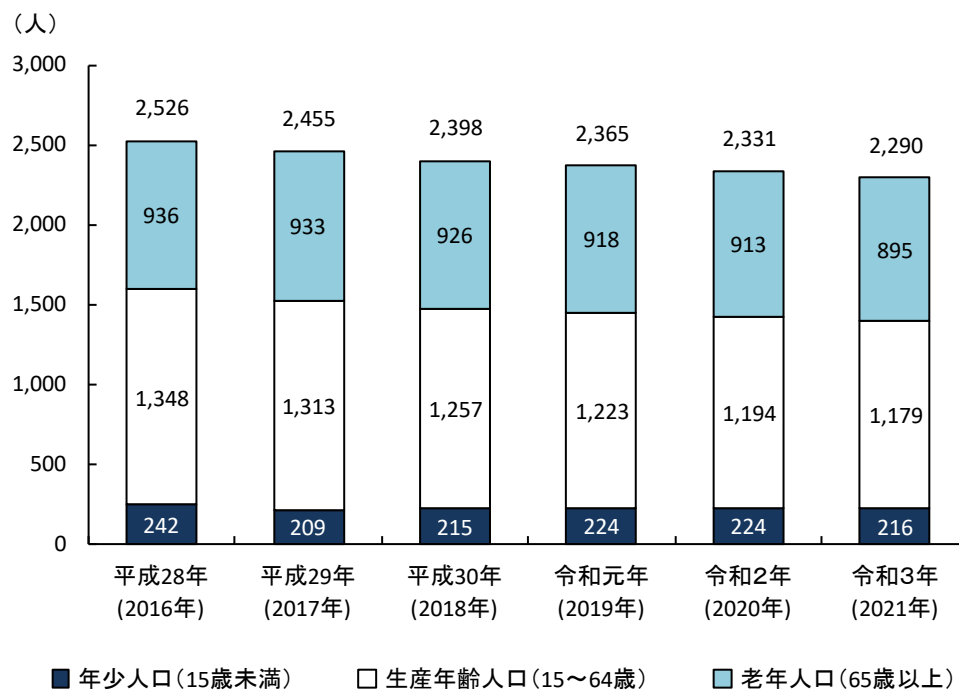
1. 陸別町の現状

(1) 人口

総人口は、令和3年に2,290人となっており、減少傾向が続いています。

年齢区分別にみても、全区分が減少傾向にあります。人口に占める老年人口（65歳以上）の割合が増加傾向にあることから、高齢化率も年々増加しています。

【人口の推移】

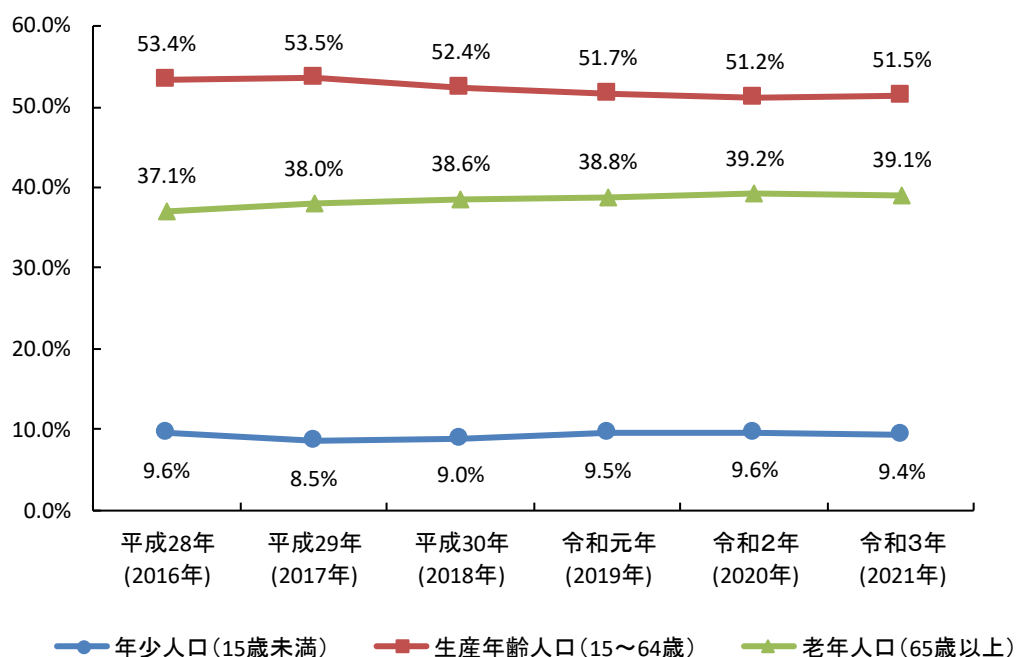


資料：住民基本台帳（各年9月末日）

単位：人

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
総人口(A)	2,526	2,455	2,398	2,365	2,331	2,290
年少人口(15歳未満)(B)	242	209	215	224	224	216
対人口比(B/A)	9.6%	8.5%	9.0%	9.5%	9.6%	9.4%
生産年齢人口(15~64歳)(C)	1,348	1,313	1,257	1,223	1,194	1,179
対人口比(C/A)	53.4%	53.5%	52.4%	51.7%	51.2%	51.5%
高齢者人口(65歳以上)(D)	936	933	926	918	913	895
対人口比(D/A)	37.1%	38.0%	38.6%	38.8%	39.2%	39.1%

◎年齢3区分別人口割合の推移



◎世帯数・世帯内訳

世帯数は、令和3年は1,304世帯となっており、減少傾向となっています。

世帯内訳では、「独居世帯」が723世帯と、半数以上を占めています。また、「18歳未満の親族のいる世帯」のうち、父子世帯・母子世帯を合わせた「ひとり親世帯」は19世帯となっています。

単位：世帯、人

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
一般世帯数	1,362	1,341	1,319	1,313	1,308	1,304
独居世帯数	711	702	685	699	712	723
核家族世帯						
●夫婦のみ	304	310	307	294	293	286
●男親と子ども	5	4	5	4	3	3
18歳未満の親族のいる世帯	3	3	5	3	3	3
6歳未満の親族のいる世帯	0	1	1	1	1	1
●女親と子ども	16	17	19	20	16	16
18歳未満の親族のいる世帯	16	16	18	20	15	16
6歳未満の親族のいる世帯	6	6	5	8	5	4

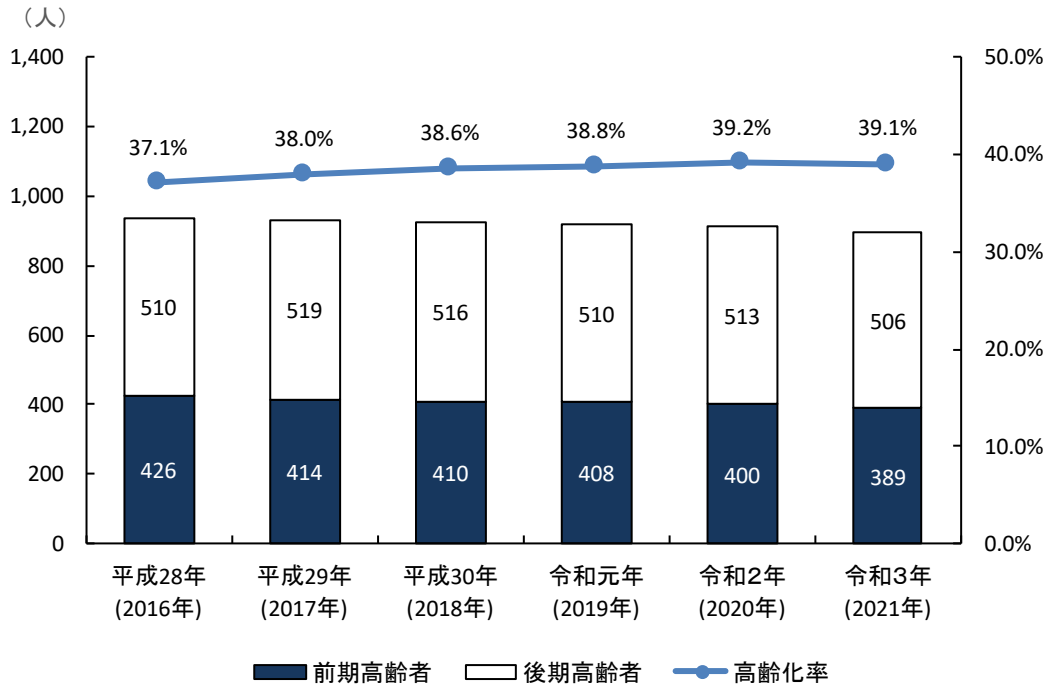
資料：陸別町（各年9月末日）

(2) 高齢者の状況

◎ 高齢者数・高齢化率の推移

令和3年の高齢者数（65歳以上）は895人となっており、人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は39.1%であり、平成28年から増加傾向が続いています。

【高齢者数・高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末日）

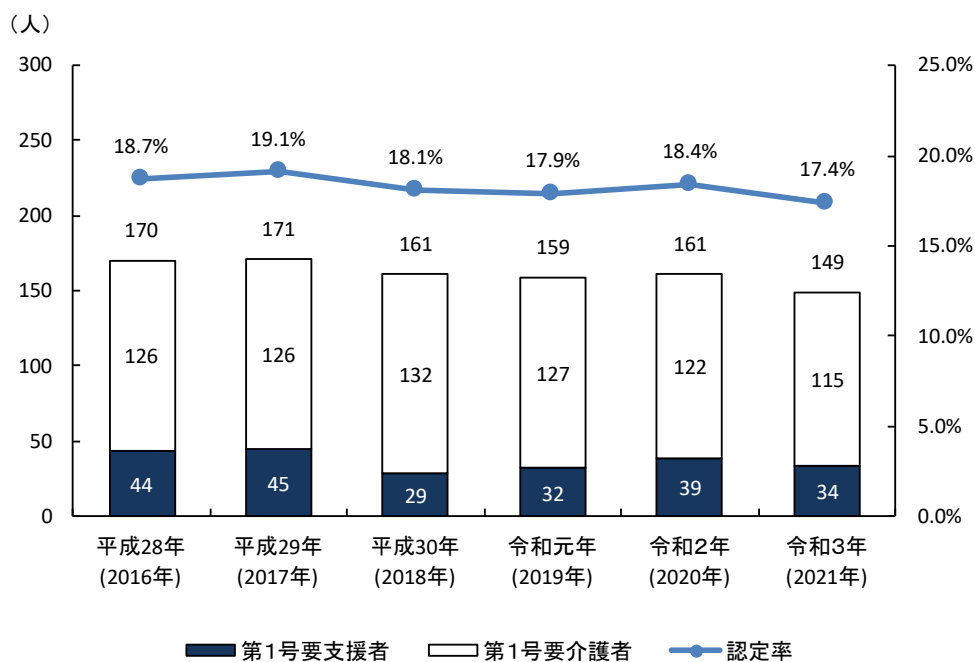
単位：人

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
総人口(A)	2,526	2,455	2,398	2,365	2,331	2,290
高齢者数(B)	936	933	926	918	913	895
前期高齢者 (65歳～74歳)	426	414	410	408	400	389
後期高齢者 (75歳以上)	510	519	516	510	513	506
高齢化率(B/A)	37.1%	38.0%	38.6%	38.8%	39.2%	39.1%

◎要介護・要支援認定者数、認定率の推移

要介護・要支援認定者数の合計は、令和3年で149人となっており、認定率は17.4%となっています。

【要介護・要支援認定者数、認定率の推移】



資料：陸別町（各年3月末日）

単位：人

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
高齢者数	933	927	922	921	917	899
認定者数	170	171	161	159	161	149
要支援者	44	45	29	32	39	34
要介護者	126	126	132	127	122	115
内第2号被保険者	0	0	0	0	1	1
認定率	18.7%	19.1%	18.1%	17.9%	18.4%	17.4%

(3) 障がい者の状況

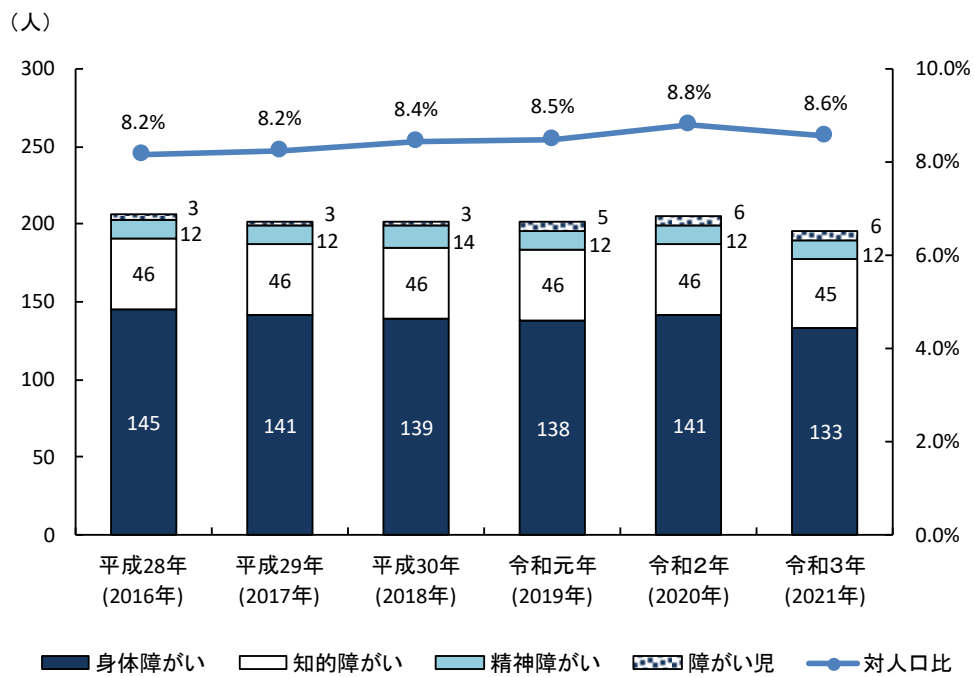
◎ 障害種別人数の推移

手帳交付者数は、令和3年で196人となっており減少傾向にあります。

障がい種別にみると、平成28年にくらべ身体障がいでは133人となっており減少傾向、知的障がいと精神障がいではほぼ横ばいとなっています。

また、障がい児では令和3年で6人となっており、やや増加傾向にあります。

【障害種別人数の推移】



資料：陸別町（各年9月末日）

単位：人

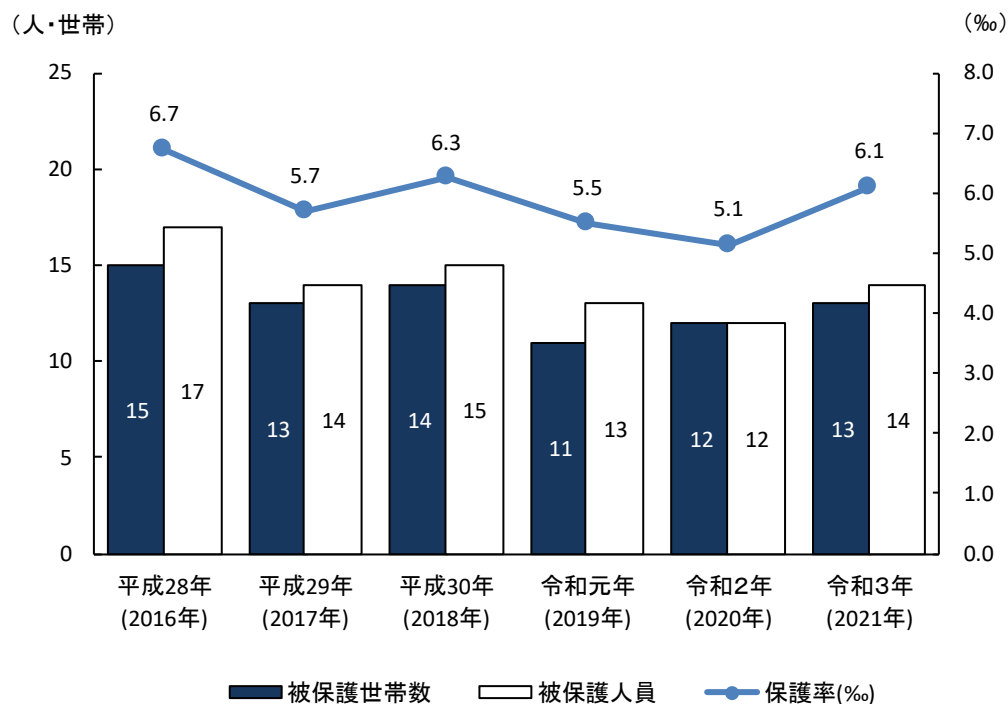
	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
総人口(A)	2,526	2,455	2,398	2,365	2,331	2,290
対人口比(B/A)	8.2%	8.2%	8.4%	8.5%	8.8%	8.6%
手帳交付者(B)	206	202	202	201	205	196
身体障がい	145	141	139	138	141	133
知的障がい	46	46	46	46	46	45
精神障がい	12	12	14	12	12	12
障がい児	3	3	3	5	6	6

(4) 生活保護世帯の状況

◎被保護世帯数等の推移

生活保護世帯の状況は、令和3年の被保護世帯数が13世帯、被保護人員が14人となっており、平成28年にくらべほぼ横ばいとなっています。

【被保護世帯数・人員数と保護率の推移】



資料：陸別町（各年9月末日）

単位：人、世帯

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
総人口(A)	2,526	2,455	2,398	2,365	2,331	2,290
保護率(B/A)	6.7%	5.7%	6.3%	5.5%	5.1%	6.1%
被保護人員(B)	17	14	15	13	12	14
被保護世帯数	15	13	14	11	12	13
高齢	8	8	10	9	9	9
母子	0	0	0	0	0	0
障がい	3	3	2	1	1	2
傷病	3	1	1	0	1	1
その他	1	1	1	1	1	1

2. 陸別町における地域福祉の課題

(1) アンケート調査結果概要

調査の方法

1. 町民向けニーズ調査概要

複雑化・多様化する地域における生活の課題や地域の課題等、町民ニーズを把握し計画策定資料とするための調査

○調査対象：町内にお住まい（令和3年8月1日現在）の、16歳以上の方

○調査期間：令和3年8月13日～9月7日

○調査方法：無作為に抽出した1,000名に郵送配布、郵送回収・Web回収

2. 団体向け調査

町の地域福祉に関する方向性をうかがい、地域活動を行ううえでの課題を把握し計画策定資料とするための調査

○調査対象：町内に所在（令和3年8月1日現在）する福祉に関係のある団体

○調査期間：令和3年8月13日～9月7日

○調査方法：19団体へ郵送配布・郵送回収

3. 配布・回収状況

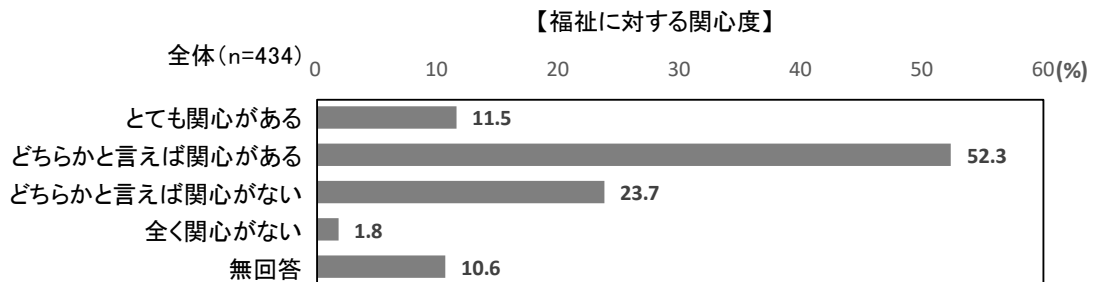
	配布数	回収数(郵送)	回収数(Web)	回収率
1. 町民向け	1000票	336票	98票	43.4%
2. 団体向け	19票	14票	0票	73.7%

町民向けニーズ調査結果の概要

《福祉へ関心を持てるような施策を充実させることが重要》

福祉への関心について、約3割が「関心がない」と回答しています。また、「関心がない」と回答した方の多くが10～30代であることから、若年層に向けた啓発活動や福祉意識の向上につながる取り組みの必要性がうかがえます。

福祉に関する情報発信を強化することや、福祉に親しみが持てるように幼少期から福祉教育を充実させるなど、福祉への正しい意識や理解促進が、今後さらに重要となります。

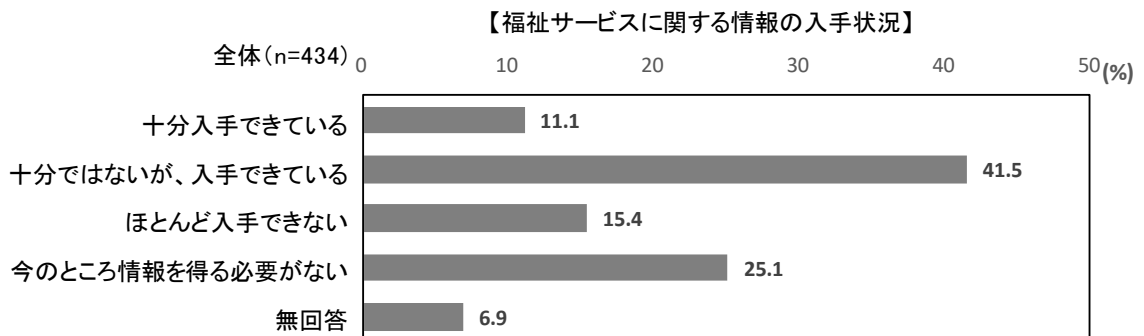


《相談体制・情報提供体制の拡充》

日常生活での困りごとや不安の相談先と、福祉サービスが必要となったときの相談先について、約7割の回答者が「家族」と回答しています。また、2.8%の回答者が「相談する人がいない（相談先がわからない）」と回答していることから、相談する人がいない人やわからない人に対して、手を差し伸べる体制を構築することの必要性がうかがえます。

また、福祉サービスに関する情報について、約2割の回答者が「ほとんど入手できていない」状況にあります。また、「十分ではないが、入手できている」41.5%との回答が一番多く、情報量が不十分だと感じている町民が多い状況にあります。

情報を必要とする方へ適切な情報を提供し、多様化する情報入手方法にも対応できるよう、きめ細やかな情報発信と相談対応体制の整備について、今後検討していくことが重要です。

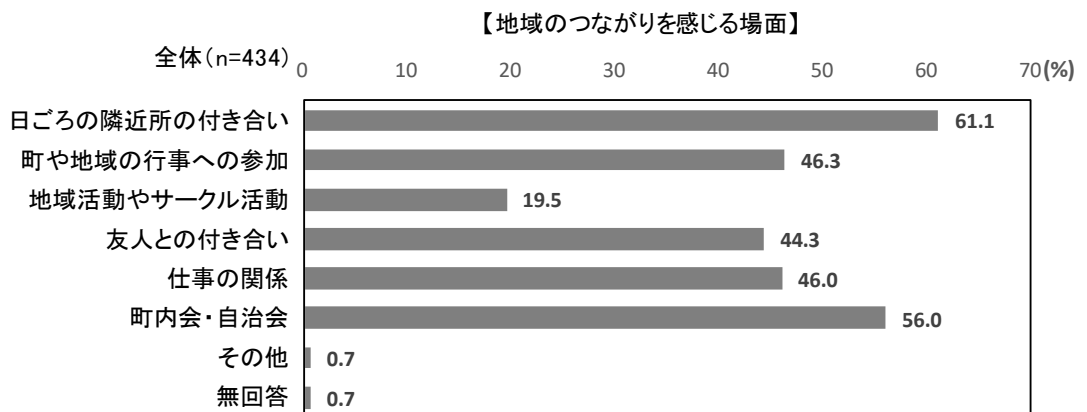
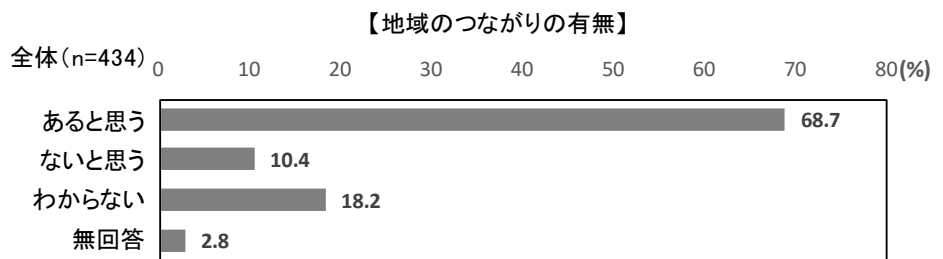


《地域のつながり強化に向けた施策の充実》

地域とのつながりについては、約7割がつながりは「あると思う」と回答しており、なかでも「日ごろの隣近所での付き合い」61.1%や「町内会・自治会」56.0%等の交流を通して地域のつながりを感じると回答しています。

近所付き合いの程度は「あいさつをする程度」「立ち話をする程度」といった浅い付き合いが合わせて約6割となっています。隣近所と付き合いをしない理由については、「生活サイクルが違うので、顔を合わせる機会がない」が約5割となっている反面、隣近所にできると思う手助けとして、約7割の回答者が「声かけ、あいさつ」「回覧板をまわす」を挙げており、互助の意識を持つ町民が多いことがうかがえます。

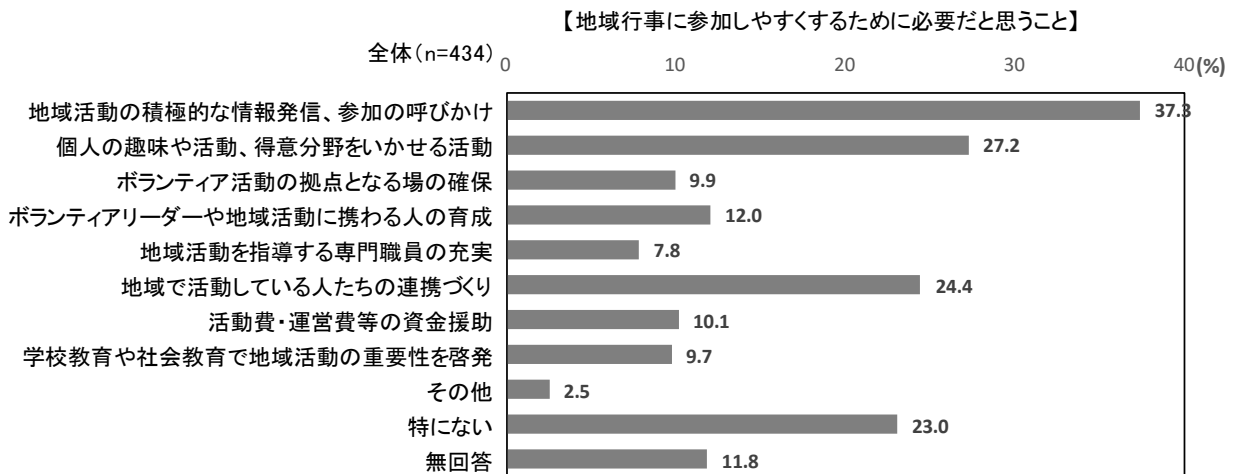
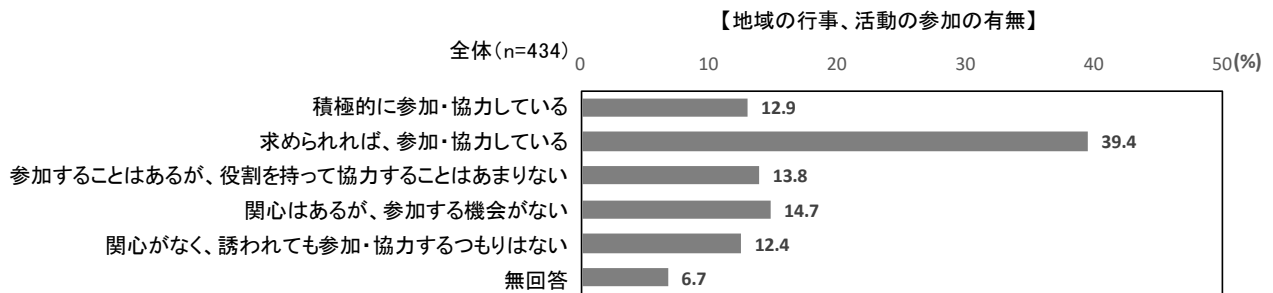
地域でのつながりが強化されることで、防犯・防災等への意識が高まり、地域で安心した暮らしを継続できます。そのため、さらなるつながりの強化に向けて、地域住民同士の交流の機会を増やすことや、交流の場の整備等について、今後検討していくことが重要です。



《多様化する生活スタイルに対応できる地域活動等の創出》

地域の行事、活動の参加については、約 7 割の回答者が参加・協力しており、内容については「募金」が 5 割を超え、次いで「スポーツ、文化」34.5%となっています。活動の時間帯や頻度が自分の生活と合わないことや、活動の内容、参加方法がわからない等の理由から参加できていないと約 6 割が回答している反面で、参加・協力したいとの回答が約 7 割となっています。

また、地域行事に参加しやすくするために必要だと思うことについて、「地域活動の積極的な情報発信、参加の呼びかけ」と約 4 割が回答していることから、行政や活動運営側からの情報発信・提供を強化するとともに、様々な生活スタイルや趣味趣向に対応できる地域活動の形態の検討と、交流の機会の創出・周知の必要性がうかがえます。

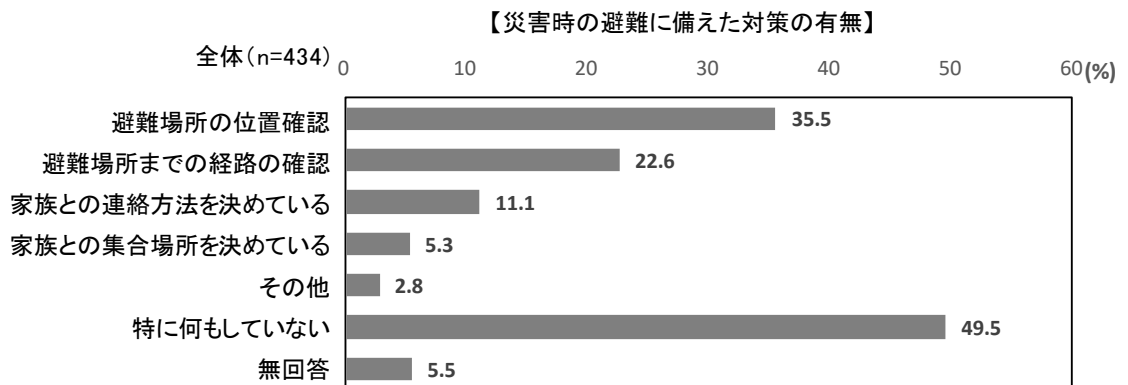
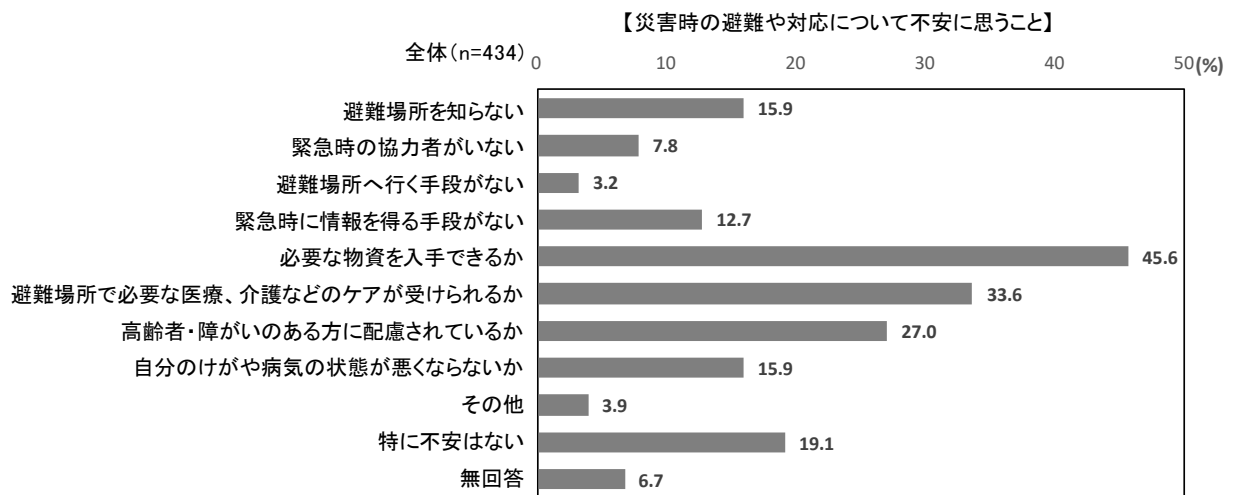


《災害時対策の意識啓発や体制強化が重要》

災害時の避難や対応について不安に思うことについて、「必要な物資を入手できるか」や「避難場所に必要な医療、介護などのケアが受けられるか」、「高齢者・障がいのある方に配慮されているか」と回答しており、20代の約4割が「避難場所を知らない」と回答しています。

また、災害時の避難に備えた対策について、約5割の回答者が「特に何もしていない」と回答しており、地域における防災への普及啓発活動の必要性がうかがえます。

避難先や避難行動への不安を抱えている町民が多いことから、避難行動要支援者名簿や、避難所の環境整備等、住民が安心して避難できる体制づくりについて、今後検討していくことが必要です。



団体向けニーズ調査結果の概要

《世代間の交流を通して地域の担い手づくりが課題》

地域活動における問題点や不足な点について、「世代間の交流が少ない」との回答が最も多く、「地域の活動が活発ではない」や「隣近所との交流が少ない」等の回答が多いことから、地域コミュニケーションの強化の必要性がうかがえます。

また、団体運営上の問題点や課題として、多くの団体が「スタッフが不足している」と回答しており、次いで「スタッフの固定・人事が硬直化している」と回答していることから、行政のみならず企業や各団体等と協力し、世代間の交流を図る取り組みや、若年層が主力となって活動できる環境の整備について、今後検討していくことが必要です。

《地域活動への支援・参加促進が必要》

団体が活動していくうえで陸別町に望むこととして、「活動上必要な情報提供」や「団体や活動についての情報発信」との回答が多く、各団体が具体的に求める情報の把握と、必要な情報を提供していく体制づくりの必要性がうかがえます。

また、地域活動に参加しやすくするために必要なこととして、多くの団体が「地域内の交流を深める」と回答していることから、町民に対する地域活動への理解促進と、活動内容や団体の広報・啓発活動、参加促進等、地域活動をより充実・継続していけるような体制づくりが重要です。

《地域活動の場の確保》

地域活動における問題点や不足な点について、「地域のなかで気軽に集まれる場が少ない」との回答が多く、運営上の問題・課題や活動していくうえで陸別町に望むこと等についても「活動場所」に関する意見が出ていることから、地域活動の場がないことにより活動出来ていない状態であることがうかがえます。

地域住民や各団体が主体となって、地域活動を活性化させるためには、地域活動を行える場を十分に確保できるよう既存の建物を最大限に活用できる仕組みづくりや提供体制等についての検討が重要です。

《災害》

災害発生時に団体が参加できる活動について、「生活物資などの訪問配布」が 11 件で最も多く、次いで「家の片付け、家事手伝い」・「がれき撤去、雪かき」と回答しています。「災害時に住民が支えあう地域づくり」を実現するために陸別町に不足していると思うことについては、「すみやかに伝達できる情報伝達システムの整備」が 10 件で最も多く、次いで「地域の高齢者等がどこに住んでいるか一目でわかるシステムの整備」となっています。

災害時の支援意向はあるものの、支援が必要な人等の情報を把握出来ない団体が多いことから、地域防災力の強化の必要性がうかがえます。避難行動要支援者名簿の情報共有、迅速で的確な情報伝達システムの整備・構築等についての検討が重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

陸別町では、第6期陸別町総合計画において、福祉の基本政策として「支えあいで心と身体の幸せをつくるまち」を掲げて施策を推進しています。

本計画では、第6期陸別町総合計画に示す福祉の基本政策を踏まえながら、「優しさがつながる あたたかな町 りくべつ」を基本理念とします。

ちょっとした、人の優しさが、大きな幸せにつながるように、一人ひとりが「優しさ」を持ってお互いに支えあう仕組みづくりを推進しながら、誰もがいきいき暮らし、幸せを感じることもできる地域共生社会の実現を目指します。

優しさが つながる あたたかな町 りくべつ

2. 基本目標

基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を定め、計画期間である5年間で関連する施策・事業の着実な推進を図ります。

【基本目標1】 つながり・支えあう地域づくり

地域とのつながりを感じている住民は多くみられることから、「地域とのつながりがある」陸別町の強みを活かしながら、地域共生社会の実現に向けて社会福祉協議会等と連携し、啓発活動や福祉教育等によりさらなる福祉意識の醸成を図ります。また、地域の見守り活動や地域活動の推進、地域活動の場づくり等に取り組み、住民同士の支えあいや助け合いがある福祉社会の実現を目指します。

【基本目標2】 適切なサービスが受けられる仕組みづくり

少子高齢化や核家族化の一層の進行等に伴い、地域課題はますます複雑化・多様化し、今後は行政のサービスだけでは対応しきれない事案が増えてくることが想定されます。社会福祉協議会を核とした地域福祉のネットワークの充実を図り、包括的な相談支援体制を整備し、必要な人に適切な情報やサービスが提供できる体制の充実に努めます。

また、生活困窮者やひきこもり者への相談支援を充実させていきます。

【基本目標3】 安心安全に暮らせる地域づくり

近年、地震や局地的豪雨といった災害が発生しているなか、災害時の避難に備えた対策をしていない住民が多くみられることから、自治会や消防、警察等の関係機関と連携しながら、災害に備えた体制を整備していきます。また、地域の防犯活動の促進や、交通弱者に対する支援、ユニバーサルデザインの推進等、町民が安心して安全に暮らせるための取り組みを充実していきます。

3. 計画の体系

【基本理念】 優しさが つながる あたたかな町 りくべつ

基本目標	主な取り組み	
1 つながり・支えあう 地域づくり	施策1 地域福祉の意識醸成 (1)福祉の啓発 (2)福祉教育の推進 (3)多世代とのつながり	
	施策2 支えあいの基盤づくり (1)支えあう地域づくり (2)担い手育成 (3)見守り活動の推進	
	施策3 地域活動の活性化 (1)地域活動への推奨・支援 (2)地域活動への参加促進 (3)地域福祉の拠点づくり	
	2 適切なサービスが 受けられる 仕組みづくり	施策1 地域福祉推進体制の充実 (1)相談支援体制の整備 (2)情報提供の充実
		施策2 福祉サービスの利用促進 (1)福祉サービスの充実
		施策3 困りごとを抱えた方への支援 (1)権利擁護の推進 (2)生活困窮者の自立相談支援 (3)ひきこもり者への相談支援
3 安心安全に暮らせる 地域づくり	施策1 災害時対策の強化 (1)地域防災力の強化 (2)避難行動要支援者の把握 (3)福祉避難所の整備	
	施策2 防犯体制 (1)防犯活動の促進	
	施策3 安心できる生活環境づくり (1)交通弱者の移動手段の確保 (2)ユニバーサルデザインなどの推進	

第4章 施策の展開

基本目標1 つながり・支えあう地域づくり

施策1 地域福祉の意識醸成

(1) 福祉の啓発

地域で誰もがしあわせに暮らすためには、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの個性や権利を尊重し、地域で共に暮らしていることを理解し、支えあう意識の醸成が重要です。住民の地域福祉への理解を深め、地域とのつながりを持つきっかけになるよう、様々な媒体を利用した広報・啓発活動を推進します。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
町広報誌・ホームページ等による地域福祉に関する情報発信	保健福祉センター

(2) 福祉教育の推進

地域福祉を推進するうえで、子ども達が幼少期から様々なふれあい活動や福祉体験等を通して高齢者や障がいのある方と接する機会を持つことが重要です。ジュニアリーダーやボランティアリーダーの養成、小中学校への出前講座の実施等により、福祉を身近に感じ、学ぶことで福祉の心を育むとともに、次世代の地域福祉を担う人材の育成に努めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
ジュニアリーダーの養成： ボランティア活動等を通して地域福祉活動にふれる機会を創出	教育委員会
ボランティアリーダーの養成・小中学校への出前講座	保健福祉センター
ヘルプマーク（カード）の配布：思いやりのある行動の促進を図る	保健福祉センター

(3) 多世代とのつながり

子どもから高齢者まで多世代の住民が気軽に立ち寄ることのできる交流拠点や、多種多様な生活スタイルに寄り添った交流内容等、地域コミュニティに参加しやすい環境づくりの推進が重要です。

また、認知症高齢者や障がいのある方への理解促進のための交流の場の整備等、地域住民が福祉に接する機会を創出し、その活動を支援することで、福祉への理解促進に努めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
スポーツ団体・文化団体の活動支援	教育委員会
町民スポーツレク大会や町の文化祭等の各種イベントの支援	教育委員会
子どもカフェ（子どもの居場所）、ほっとカフェ（介護に関わる人の交流）等のサロン活動の実施	保健福祉センター

施策2 支えあいの基盤づくり

(1) 支えあう地域づくり

地域福祉の推進には、地域での支えあいが必要不可欠であり、自治会や関係団体等との連携、地域間ネットワークを強化することが重要です。

そのため、地域における支えあいや助けあいの大切さの周知・啓発を進めるとともに、社会福祉協議会等と連携し地域での支えあい・助けあいへの取り組みを推進します。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
社会福祉協議会との連携による生活支援コーディネーターの配置	保健福祉センター

(2) 担い手育成

急速に進行している少子高齢化に伴い、地域活動の担い手が高齢化していることや、若い世代の担い手不足から、地域福祉に関わる専門職や地域を担う地域リーダー等の人材を育成する必要があります。

町、社会福祉協議会、ボランティア団体等を中心に地域リーダーとなる人材の育成に取り組むとともに、各関係機関と連携しながら次世代の担い手となる人材の発掘・確保に努めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
社会福祉協議会との連携による生活支援コーディネーターの配置・育成	保健福祉センター
ボランティアセンター登録者に対する研修の実施	社会福祉協議会

(3) 見守り活動の推進

一人暮らしの高齢者や子育て家庭、ひきこもりなどの生活課題や地域課題を行政が正確に把握するためには、住民一人ひとりが課題を「他人事」から「我が事」として考え、近隣住民による見守り活動等、地域の協力も必要不可欠です。

地域におけるつながりや町民が主体の福祉活動の重要性の周知・啓発に努めるとともに、地域の見守り活動の推進に向けて、自治会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域の見守り活動や安全対策への取り組みを支援します。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
民生委員・児童委員の活動支援：研修へ参加する機会の充実に努める	保健福祉センター
小地域ネットワーク活動の奨励：自治会による見守り活動を推進する	社会福祉協議会

施策3 地域活動の活性化

(1) 地域活動への奨励・支援

地域活動の推進には、地域に関わる様々な団体や各種関係機関等と連携し、活動のさらなる活性化を図ることが重要です。

団体の地域活動内容の周知や、福祉団体への補助金等を積極的に支援することで、地域を支える各団体の維持と活動の活性化・活発化を図ります。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
「まちづくり補助金」の周知・活用	総務課
住民・団体が実施する自主活動の奨励	総務課 保健福祉センター

(2) 地域活動への参加促進

機会があれば地域の福祉活動等に参加したいと考える町民が多いことから、参加へのきっかけづくりや、参加促進につながる環境づくりを進める必要があります。

地域福祉活動を継続的に推進し、町民の地域コミュニティに対する意識の醸成を図るため、町広報誌やホームページによる周知・啓発を行い、地域福祉活動への積極的な参加を促します。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
地域活動についての情報発信の強化	町民課 保健福祉センター
SNSの有効活用	保健福祉センター

(3) 地域福祉の拠点づくり

町民が地域で気軽に交流し集まることのできる場があることで、多種多様な生活スタイルに寄り添った交流内容等、地域コミュニティに参加しやすい環境づくりが重要となります。

また、認知症高齢者や障がいのある方との交流の場の整備等、地域住民が福祉に接する機会を創出し活動を支援することで、福祉への理解促進に努めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
地域活動拠点の創出	保健福祉センター

基本目標 2 適切なサービスが受けられる仕組みづくり

施策 1 地域福祉推進体制の充実

(1) 相談支援体制の整備

地域のニーズは多様化・複雑化しており、公的な制度やサービスだけでは解決できない制度の狭間の問題に対して、柔軟に対応していくことが重要です。

そのために、各関係機関や行政機関の連携を強化し、相談支援の充実を図ります。

また、福祉サービスに関する必要な情報等の共有を行い、支援が必要な方への継続的・専門的な支援に努めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
陸別町地域包括支援センターの拡充（人員、相談範囲等）	保健福祉センター
保健・福祉・医療の調整の場の確保	保健福祉センター
障がい者の地域生活支援拠点の整備： 障がい者や家族の意向を尊重した「個別支援計画書」による支援を検討する	保健福祉センター

(2) 情報提供の充実

町や各事業所等により多様な福祉サービスが提供されていますが、福祉サービスを適切に利用するための福祉に関する必要な情報を入手できていないと感じている町民が多くいます。

そのため、年齢・性別・障がい等に関わらず誰もが情報を入手し理解できるよう、また、サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、町民へのわかりやすい情報提供の充実に努めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
町広報誌や町内回覧による、各種「福祉情報」の提供の定例化・定期化	保健福祉センター

施策 2 福祉サービスの利用促進

(1) 福祉サービスの充実

町民が安心して必要な福祉サービスを利用できるよう、個々の状況や多様化するニーズに応じて、サービスの提供体制や内容を充実させていくことが重要です。

福祉サービスの質の向上のため、福祉従事者の育成、人材の確保や研修の充実に努め、各関係機関や各団体とも連携し、福祉サービスの充実を図ります。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
福祉に関わる人員の確保	保健福祉センター
職員研修の充実	福祉サービス事業者等

施策3 困りごとを抱えた方への支援

(1) 権利擁護の推進

高齢や障がいにより判断能力が不十分な人や子どもの権利が十分に擁護され、地域に暮らす誰もが安心して日常を送ることが出来るよう、権利擁護の取り組みが重要です。

地域包括支援センターや各種相談機関、医療機関等との連携をさらに強化し、権利擁護に関する周知や理解促進と、必要とする方への利用支援に努めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
りくべつ生活安心センター「ささエール」の広報拡充	保健福祉センター 社会福祉協議会
成年後見制度の理解促進	
地域包括支援センターとの連携強化	保健福祉センター
陸別町要保護児童対策地域協議会による連携強化	保健福祉センター

(2) 生活困窮者の自立相談支援

生活困窮者は多くの場合、障がいや社会的孤立などの多様で複合的な問題を抱えているケースが多く、自身の課題解決に向けた相談先や相談方法等がわからず、悩みを解決出来ないことが懸念されます。

制度の狭間にある問題への包括的な支援を実現させるために、相談窓口の広報・周知を徹底し相談体制を充実させていくとともに、地域のネットワークや民生委員・児童委員等と連携することで生活困窮者の早期把握と課題の早期解決に努めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
断らない相談窓口（福祉なんでも相談窓口等）の広報拡充	保健福祉センター 社会福祉協議会
民生委員・児童委員などとの連携強化	保健福祉センター

(3) ひきこもり者への相談支援

若年層や高齢者のひきこもり・閉じこもりは近年全国的に増加傾向にあり、社会全体で取り組むべき課題となっています。

社会や地域・家庭のなかで孤立せず、ひきこもりの長期化を防げるよう、各関係機関と連携し引きこもりの相談窓口の設置・周知に努めるとともに、ひきこもり者の早期発見・実態の把握を図ります。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
ひきこもり相談窓口の開設	保健福祉センター

基本目標 3 安心安全に暮らせる地域づくり

施策 1 災害時対策の強化

(1) 地域防災力の強化

近年、感染症の流行や多発傾向にある大規模災害等により、町民の災害時・緊急時に対する関心や意識が高まっています。

陸別町では、災害発生を想定した防災訓練を定期的に行うことで、町民の災害に対する意識の醸成を図ります。また、新型コロナウイルス感染症等の感染症予防策として、「新しい生活様式」の普及・啓発に努めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
自主防災組織の育成・情報伝達体制の強化： 陸別町地域防災計画を定め、事業を推進していきます。	総務課
地域住民参加型の防災訓練の定期開催： 地域住民が参加する防災訓練を定期的に行い、災害に対する町民意識の醸成に努めます。	総務課

(2) 避難行動要支援者の把握

災害時の避難について不安を感じている住民の方が多いことから、保健福祉センターや各関係機関・各関係団体と連携し、自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）の名簿の充実に努めるとともに、避難が必要な際に支援が円滑に行われるよう、具体的な支援内容についての検討を進めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
災害行動時の要支援者名簿の充実： 保健福祉センターにおいて整備しています。（非常時のみ関係機関に情報を提供）	保健福祉センター

(3) 福祉避難所の整備

避難場所で必要な医療や介護等が受けられるかを心配している町民は多く、福祉避難所や避難場所の環境について周知の徹底と、運営体制の整備について検討することが重要です。

陸別町では保健福祉センターを含めた4施設が福祉避難所として指定されています。既存の指定施設を町民へ広く周知できるよう、様々な媒体を利用した周知方法を検討し、避難場所についての情報拡充に努めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
既存福祉避難所の周知	総務課
必要物品の確保、運営体制の整備	総務課

施策2 防犯体制

(1) 防犯活動の促進

高齢者や子ども等を狙った犯罪が全国的に増加傾向にあります。犯罪等の被害を出さないために、日頃から地域や個人で犯罪への意識や対応能力を高め、地域の見守り活動等を行うことで、犯罪を起こしにくい環境をつくることが重要です。

そういった防犯意識向上のため、警察や各関係機関と連携し犯罪や事故防止のための普及・啓発活動や防犯活動を推進するとともに、消費生活に関する相談窓口の充実に努めます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
陸別町生活安全推進協議会による防犯活動の推進	保健福祉センター
消費生活相談員の配置等、相談窓口の充実	産業振興課

施策3 安心できる生活環境づくり

(1) 交通弱者の移動手段の確保

町内の交通の便が不自由だと感じている方は多く、地域交流の鈍化やひきこもりの増加等が今後懸念されます。誰もが住み慣れた地域で快適な生活が送れるよう、移動手段のない方やバス路線では補いきれない地区の方等への移動手段の確保と交通環境の向上に努めます。また、現行のバス路線への運賃助成等により、利用の促進を図ります。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
地域内交通対策事業（ハイヤー利用助成）： 町内全域を対象とし、自家用車を持たない方の移動手段を確保します。	総務課
陸別線（十勝バス・北見バス）への運賃助成による利用促進	総務課

(2) ユニバーサルデザイン等の推進

すべての公共施設にユニバーサルデザインを取り入れ、高齢者や障がいのある方だけではなく、すべての町民が安心して快適な生活を営めるよう、環境整備に努めます。

また、情報のバリアフリー化を目指し、新しい技術の導入を図っていきます。

主な事業・取り組み	関係課（団体）
ユニバーサルデザインの積極採用： 既存施設の改修や、今後、公共の施設を設計する際は、すべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを導入します。	建設課 保健福祉センター
情報のバリアフリー化の推進	保健福祉センター 総務課

資料編

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、陸別町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、陸別町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 町長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 別表に定める団体の長から推薦を受けた者
- (2) その他、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が会議を招集する。

- 2 委員長が必要と認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことが出来る。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表省略

陸別町地域福祉計画策定委員会委員（任期R3.10.14～計画策定まで）

区分	所属機関等の名称	委員氏名	備考
福祉関係団体	陸別町社会福祉協議会	芳賀均	委員長
福祉関係団体	社会福祉法人北勝光生会	小澤誠一	
福祉関係団体	社会福祉法人北勝光生会	佐藤寛之	
福祉関係団体	りくべつエヌピーオー優愛館	前田智之	R4.1.30まで
福祉関係団体	りくべつエヌピーオー優愛館	伊藤圭介	R4.1.31から
福祉関係団体	陸別町民生委員協議会	川口留美子	
福祉関係団体	りくべつ生活安心センター	山崎幸恵	
その他地域の団体	陸別町自治会連合会	野下純一	副委員長
行政機関	陸別町地域包括支援センター	請川友香	
行政機関	陸別町教育委員会	空井猛壽	

計画策定の経緯

年	月	策定経過
令和3年	8月	町民向けニーズ調査の実施 期間：令和3年8月13日～9月7日
	10月	第1回 陸別町地域福祉計画策定委員会 ・調査結果報告 ・計画骨子案の検討
令和4年	1月	パブリックコメントの実施 期間：令和4年1月7日～1月28日
	1月	第2回 陸別町地域福祉計画策定委員会 ・計画案について 第3回 陸別町地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメント実施結果報告 ・計画案について

用語解説

あ 行

◎NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organization（ノン・プラフィットウ・オーガナイゼイション）またはNot-for-Profit Organization（ノット・フォア・プラフィットウ・オーガナイゼイション）の略称で、収益を団体員に分配することを目的とせず、社会福祉などの様々な社会貢献活動を行う民間の非営利組織。

◎SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

か 行

◎核家族

夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子どもだけの世帯、ひとり親と未婚の子どもだけの世帯、の3種類の世帯のこと。

◎協働

地域の課題や多様なニーズに対応するため、町民と行政がそれぞれの役割と責任に基づき、連携・協力しながら、まちづくりに取り組むこと。（※第6期陸別町総合計画より）

◎介護支援専門員（ケアマネジャー）

保健医療・福祉サービス等が適切に利用できるよう、利用者の希望や心身状態を考慮し、在宅や施設で利用するサービス等の種類や内容を定めたケアプラン（介護サービス計画）を作成したり、各関係機関との連絡調整を行う「ケアマネジメント」の専門職。

◎権利擁護支援

高齢者や障がいのある方等の支援を必要とする方が、個人の尊厳と自己決定が尊重され、日常生活や社会生活を送ることが出来るよう、必要かつ適切な支援や援助を行うこと。

◎高齢化率

65歳以上の人口が総人口に占める割合。

さ 行

◎自主防災組織

地域住民等により結成され、自主的に防災活動を行う任意の団体・組織。災害による被害を予防・軽減するための活動に取り組む。日頃の活動としては、防災知識の普及や地域の災害危険の把握、防災訓練の実施等がある。

◎自治会連合会

町内会・自治会等の住民自治組織で構成される組織。地域住民の福祉の向上と豊かな地域づくりを推進し、会員相互の交流・情報交換等の活動を行う。

◎社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動の推進を目的とした民間の非営利団体。町民、企業、団体等も会員となっている。

◎ジュニアリーダー

ボランティアなどの地域活動を担うことが期待されている中学生・高校生。教育委員会が研修を実施・支援し、活動していることが多い。青少年活動の一環として全国に広がっている。

◎生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進することを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能をもつ専門職。また、協議体や各関係団体との調整役を果たす。

◎成年後見制度

判断能力が不十分な人を法的に保護・支援するための制度で、法定後見制度と任意後見制度がある。家庭裁判所が審判し、成年後見人、保佐人、補助人を選任し代理業務等を行わせる。

た 行

◎ダブルケア

晩婚化、晩産化等を背景に育児期にある方（世帯）が親の介護も同時に引き受けること。

◎地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が適切に提供されるような地域の包括的な支援・サービス提供体制。

◎地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防のため必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置することとしている。

◎デマンド型乗合タクシー

ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーの利便性と、乗合・低料金というバスの特徴を兼ね備えた移動サービス。

◎DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略称で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

な 行

◎認知症

アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症が四大認知症と呼ばれている。発症の原因は脳の病気や障がい等様々で、症状もそれぞれ異なる。後天的な認知機能障がいのため日常生活に支障がおこる状態で、基本的には回復することのない病気。

◎ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある方を特別視することなく、他の一般市民と同じように、社会の一員として生活し、様々な分野の活動に参加することが出来るようにしていこうという思想。

は 行

◎8050 問題（ハチマルゴーマルもんだい）

50代前後の中高年のひきこもりの子どもを80代前後の後期高齢者にさしかかった親が養っている状態で、経済的な生活の困窮や社会的孤立等による事件・事故に発展するケースも散見され、社会問題となっている。

◎バリアフリー

高齢者、障がいのある方等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差等の障壁除去を指すことが多いが、障がいのある方等の社会参加を困難とさせている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去するという広い意味でも用いられる。

◎避難行動要支援者

高齢者や障がい等の様々な理由により、災害発生時の避難行動に支援を必要とする方。

◎福祉避難所

高齢者や障がいのある方や乳幼児等の災害発生時に配慮を必要とする避難者が、安心して安全に利用でき、必要な医療や介護等の支援を受けられる避難所。陸別町では保健福祉センター、社会福祉法人北勝光生会の運営する3施設が福祉避難所として指定されている。

◎ヘルプマーク（カード）

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としている方が周囲に知らせることが出来るマーク。平成29年7月20日、J I S（案内用図記号）にヘルプマークが追加され、全国共通のマークとなった。

◎ボランティア・ボランティア団体

自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する人・団体。福祉活動や環境保全、文化継承・普及、災害発生時の支援活動等、多様な分野において活動が行われている。

ま 行

◎民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱をうける特別職（非常勤）の地方公務員で、地域において社会福祉の推進に努め、地域住民の相談・支援を行う。すべての民生委員は児童福

社法による児童委員も兼ねており、一部の児童委員は児童福祉部門を専門に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や 行

◎ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子どものこと。

◎ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が快適に利用できるデザイン。「だれにでも公平に利用できる」「使ううえで柔軟性に富む」「使い方が簡単にわかる」「必要な情報がすぐに理解できる」「単純なミスが危険につながらない」「身体的な負担が少ない」「接近して使える寸法や空間になっている」の7つの原則が定められている。

◎要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもや非行児童等の早期発見や適切な保護を図るため、地域の福祉関係者や学校・教育委員会等で構成される組織。子どもや家庭に関する情報を共有し、各関係機関の連携・協力により要保護児童の適切な保護を目的としている。

第1期 陸別町地域福祉計画

令和4年3月

陸別町保健福祉センター
北海道足寄郡陸別町字陸別東2条3丁目2
TEL:0156-27-8001
FAX:0156-27-8002